

# 公立大学法人和歌山県立医科大学国際交流センター設置規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第164号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則第26条第3項の規定に基づき設置する地域・国際貢献推進本部（以下「本部」という。）の下に、公立大学法人和歌山県立医科大学国際交流センター（以下「センター」という。）を置き、センターについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、次の目的のために設置する。

- (1) 地域の国際化に貢献するとともに本学及び関係機関等の国際交流の推進
- (2) 医学・保健看護学における国際水準の教育・研究の推進
- (3) 国際医療支援の推進

(組織)

第3条 センターには、センター長及び副センター長を置き、地域・国際貢献推進本部長（以下「本部長」という）が指名する教授をもって充てる。

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 海外の大学との協定の締結に関する業務
- (2) 本学の研究者・学生・医療スタッフ等の国際交流・国際貢献に関する業務
- (3) 医学・医療分野の学生・研究者・技術者等の本学への受入に関する業務
- (4) 学外機関国際交流企画の連携に関する業務
- (5) 前各号に掲げるものの他、センター設置目的を達成するために必要な業務

(運営協議会)

第5条 センターの運営に関する基本的な事項を審議するため、別表に定める国際交流センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(実務委員会)

第6条 センターの管理及び運営に関する実務的事項を審議するため、運営協議会に国際交流センター実務委員会（以下「実務委員会」という。）を置く。

2 実務委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(実績報告)

第7条 センター長は、センターの事務を総理し、毎年度終了後、センターの事業実績をとりまとめ、理事長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が運営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県立医科大学医学部教員海外派遣取扱い規程は廃止する。

別表

第5条に定める運営協議会は次に掲げる者で組織する

- (1) 理事長
- (2) 医学部長
- (3) 保健看護学部長
- (4) 学生部長
- (5) 地域・国際貢献推進本部長
- (6) 国際交流センター長
- (7) 事務局長